

公益財団法人日本ハンドボール協会 内部通報制度運用規程

第1章 総 則

第1条（目的）

本規程は、公益財団法人日本ハンドボール協会（以下「協会」という）関係者からの、組織的または個人的な法令違反ないし不正行為、暴力行為やパワーハラスメント・セクシャルハラスメント等に関する通報及び相談を適切に処理するための仕組みを定めることにより、不正行為の未然防止、早期発見及び是正を図り、コンプライアンスの強化に資することを目的とする。

第2条（適用範囲）

- 1) 本規程における相談窓口及び通報窓口（以下「通報等窓口」という）の利用者は、以下に定める者とする（以下「協会関係者」という）。
 - ①評議員、理事、監事、名誉役員及び事務局の職員
 - ②加盟団体及び準加盟団体の役員、評議員及び事務局の職員
 - ③登録された指導者、審判員等、資格保有者
 - ④登録した個人または団体
 - ⑤協会の委託により協会の主催する行事に従事する者
- 2) 通報等窓口は、協会の業務において、日本国法令、官公庁の通達・ガイドライン等、協会の定款、諸規程類及び当該加盟団体定款、規約、規程類、それらに付随する諸規則並びに社会規範、倫理規範等（以下「法令等」という）違反行為が生じ、または生じるおそれがあることについて相談及び通報（以下「通報等」という）を受け付ける。

第2章 通報処理体制

第3条（窓口）

協会関係者からの通報等を受け付ける窓口を、附則 4 に定めるとおり協会内・協会外に設置する。

第4条（通報等の方法）

- 1) 協会内に設置する通報等窓口の利用方法は、電話、電子メールまたは郵便とする。
協会外に設置する通報等窓口の利用方法は、電話、電子メール、郵便または FAX とする。
- 2) 通報等に際しては以下の項目を伝達または記入する。
 - ①通報及び相談者（以下「通報者等」という）の氏名・連絡先
 - ②概要（誰が・いつ頃・どこで・何を・どのように・事実関係を知った経緯）

- 3) 通報等は、コンプライアンス委員会による十分な調査や通報者への適切なフィードバックのために実名によることを原則とする。
- 4) 通報等窓口は、本条の方法により通報等がなされた場合、通報者等に対し、速やかに、通報を受領した旨通知する。
- 5) 通報等窓口は、通報等を受け付けた後、調査が必要であるか否かについて、公正、公平かつ誠実に検討し、通報者等に対し、速やかに、今後の対応について通知する。

第5条（調査）

- 1) 通報等された事項に関する事実関係の調査は、専務理事の指示のもとに調査を実施する。また、必要に応じてコンプライアンス委員会に報告を上程する。
- 2) 調査の実施にあたっては、通報者等の秘密を守るため通報者等が特定されないよう調査の方法に十分配慮しなければならない。
- 3) 通報内容に利害関係を有する者その他調査の公平性に疑問を生じさせる疑いのある事情を有する者は、調査担当から除外する。

第6条（協力義務）

- 1) 協会関係者及び各部署は、通報等された内容の事実関係の調査に際して協力を求められた場合には協力しなければならない。
- 2) 専務理事またはコンプライアンス委員会は、前条の調査にあたり、協会関係者に対し、必要となる資料の開示を求めることができる。開示を求められた者は、第三者に対する守秘義務やその他の理由により、開示に応じないことにつき合理的な理由があると認められる場合でない限り、コンプライアンス委員会の求める資料を開示する。
- 3) 専務理事及びコンプライアンス委員会は、前項の資料の開示を受けた場合、秘密や個人情報の取扱いなどに十分に配慮し、善良なる管理者の注意義務をもってこれを適切に保管管理する。

第7条（是正処置）

協会は、調査の結果、法令等違反行為が明らかになった場合には速やかに法令等違反行為が生じた原因を究明し、是正処置及び再発防止措置を講じる。

第8条（処分）

- 1) 協会は、調査の結果、法令等違反行為が明らかになった場合には、当該行為に関与した者に対し各規程類に従って処分を科すことができる。
- 2) 通報者等が法令等違反行為に関与していた場合、当該通報者等に対する処分については通報等をしたことを勘酌するものとし、その不利益処分を減免することができる。

る。

第3章 当事者の責務

第9条（通報者の保護）

- 1) 協会は、通報者等が通報等をしたことを理由として、通報者等に対して、除名、解雇、取引停止、その他いかなる不利益となる取扱いをしてはならない。
- 2) 協会は、通報者等が通報等したことを理由として、通報者等の就業環境が悪化することのないように適切な措置を執らなければならない。
- 3) 協会は、通報者等に対して不利益な取扱いや嫌がらせ等を行った者がいた場合には、各規程類に従って、当該不利益な取扱い等を行った者に対して処分を課することができる。
- 4) 第5条に基づく調査に対し協力を行った者の保護についても前3項を適用する。

第10条（個人情報の保護）

- 1) 協会及び通報等業務に携わる者は、通報者等の承諾または法令に基づく場合等正当な理由がない限り、通報等された内容及び調査で得られた個人情報を目的外利用及び第三者に開示してはならない。
- 2) 協会は正当な理由なく個人情報を開示した者に対し各規程類に従って処分を課することができる。

第11条（通知）

本協会は、通報者等に対して、調査の進捗状況、調査結果及び是正結果について、被通報者の名誉及びプライバシー等に配慮しつつ、遅滞なく通知するよう努める。なお、通報者等が調査の進捗状況、調査結果及び是正結果に関する通知を希望しない場合には、通知しないものとする。

第12条（不正の目的）

通報者等は、虚偽の通報や、他人を誹謗中傷する通報等その他の不正の目的の通報等を行ってはならない。協会は、そのような通報等を行った者に対し各規程類に従って処分を課することができる。

第13条（事後対策・フォローアップ）

協会は、通報等の処理が終了した後、法令違反等行為が再発していないか、通報者等や調査協力者に対する不利益扱いや嫌がらせ等が行われていないか、是正措置及び再発防止策が十分機能しているかを確認するとともに、必要に応じ、本規程による通報処理の仕組みを改善する。

第 14 条（協会関係者及び通報等を受けた者の責務）

- 1) 調査担当者及び通報等窓口の担当者に限らず、通報者等から通報等を受けた通報者の管理監督者、同僚等は、本規程に準じて誠実に対応するように努めなければならない。
- 2) 協会関係者は、協会内における法令等違反行為を知ったときは、その是正に努める。

第 15 条（責任者）

通報処理体制の整備に関しては、コンプライアンス委員会委員長を責任者とする。

第 16 条（仕組みの周知等）

- 1) 協会または通報等窓口は、通報等処理の仕組み及びコンプライアンスの重要性について、協会関係者に対し、周知する。
- 2) 協会は、通報等業務に携わる者に対し、研修等を行う。

第 18 条（改廃等）

本規程の改廃は、理事会の決議によって決定する。

- 附則 1. この規程は平成 30 年 2 月 19 日から施行する。
附則 2. この規程は平成 30 年 6 月 10 日から施行する。
附則 3. この規程は令和 4 年 11 月 12 日理事会決議にて一部改正
附則 4. この規程は令和 5 年 7 月 25 日臨時理事会にて一部改正
附則 5. 通報窓口

1) 協会内

〒160-0013

東京都新宿区霞ヶ丘町 4-2 JAPAN OLYMPIC SQUARE 6 階

公益財団法人日本ハンドボール協会

TEL 03-6709-8940

専務理事 宮本 英範

常務理事 工藤 雄三

事務局長 実方 智

E-mail : soudan@japan-handball.jp

〒107-0052

東京都港区赤坂 3 丁目 1 1 番 7 号 A T T 新館 1 1 階

敬和綜合法律事務所

TEL 03-3560-5051

顧問弁護士 河本 秀介

E-mail : kawamoto@tyhomu.com

2) 協会外

〒105-0032

東京都港区愛宕 2 丁目 5 番 1 号 愛宕グリーンヒルズ MORI タワー 3 4 階

弁護士法人キャストグローバル 東京事務所

TEL 03-5405-7850

弁護士 原田 芳衣

E-mail : harada@cast-law.com